

島根県保育士資格等取得支援事業のご案内
(申請のための手引き)

平成 28 年 6 月(令和 2 年 12 月改訂)
島根県健康福祉部
子ども・子育て支援課

改訂履歴

ページ	項目	改訂内容	改定日
3	目次	7 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を追加	H30.10.30
4	第1の2	関係通知等で③第2の7の事業を追加	H30.10.30
5	第1の3	問い合わせ先電話番号を 0852-22-6245 から 0852-22-5057 に変更	H30.10.30
5	第1の3	問い合わせ先電話番号を 0852-22-5057 から 0852-22-5702 に変更	R2.12.23
5	第1の4	補助金について文部科学省の交付金を追記	H30.10.30
6	第2	「6つの事業」から「7つの事業」に変更	H30.10.30
6	第2の1①	対象施設について、松江市に所在する施設を除く	H30.10.30
6	第2の1③	基準額を 6,120 円から 6,390 円に変更	H29.8.14.
6	第2の1③	基準額を 6,390 円から 6,590 円に変更	H30.10.30
6	第2の1③	6,590 円から 6,790 円に変更	R1.11.13
6	第2の1③	6,790 円から 7,000 円に変更	R2.12.23
6	第2の2①	対象施設について、松江市に所在する施設を除く	H30.10.30
6	第2の2①	対象施設について、「幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園の移行を予定している施設」から「認定こども園、認定こども園の移行を予定している施設」に変更	R2.12.23
6	第2の2②	「代替幼稚園教諭」から「代替保育士」に変更	H30.10.30
6	第2の2③	基準額を 6,120 円から 6,390 円に変更	H29.8.14
6	第2の2③	基準額を 6,390 円から 6,590 円に変更	H30.10.30
6	第2の2③	6,590 円から 6,790 円に変更	R1.11.13
6	第2の2③	6,790 円から 7,000 円に変更	R2.12.23
7	第2の3①	対象者について、松江市に住所を有する者を除く	H30.10.30
7	第2の4①	対象施設について、松江市に所在する施設を除く	H30.10.30
7	第2の5①	対象者について、松江市に住所を有する者を除く	H30.10.30
8	第2の6③	基準額を 6,120 円から 6,590 円に変更	H30.10.30
8	第2の6③	6,590 円から 6,790 円に変更	R1.11.13
8	第2の6③	6,790 円から 7,000 円に変更	R2.12.23
8	第2の7	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業を追加	H30.10.30
9	第3	実施計画書の提出時期について、「受講開始日の属する年度内」から「受講開始日の属する年度の12月末日」に変更	H29.8.14
10	第4の1(2)	申請者について、松江市に所在する施設を除く	H30.10.30
11	第4の1(4)②	6,120 円から 6,390 円に変更	H29.8.14
11	第4の1(4)②	6,390 円から 6,590 円に変更	H30.10.30
11	第4の1(4)②	6,590 円から 6,790 円に変更	R1.11.13
11	第4の1(4)②	6,790 円から 7,000 円に変更	R2.12.23
11	第4の1(6)①	「受講開始日の属する年度内」から「受講開始日の属する年度の12月末日」に変更	H29.8.14

ページ	項目	改訂内容	改定日
11	第4の1(6)②	「常勤職員として勤務」から「勤務」に変更	H30.10.30
13	第4の2(2)	申請者について、松江市に所在する施設を除く	H30.10.30
13	第4の2(4)②	6,120円から6,390円に変更	H29.8.14
13	第4の2(4)②	6,390円から6,590円に変更	H30.10.30
13	第4の2(4)②	6,590円から6,790円に変更	R1.11.13
13	第4の2(4)②	6,790円から7,000円に変更	R2.12.23
14	第4の2(6)①	「受講開始日の属する年度内」から「受講開始日の属する年度の12月末日」に変更	H29.8.14
14	第4の2(6)②	「常勤職員として勤務」から「勤務」に変更	H30.10.30
16	第4の3(2)	申請者について、松江市に住所を有する者を除く	H30.10.30
16	第4の3(5)	「上記経費の消費税の消費税」から「上記経費の消費税」に変更	H30.10.30
16	第4の3(6)①	「受講開始日の属する年度内」から「受講開始日の属する年度の12月末日」に変更	H29.8.14
18	第4の4(2)	申請者について、松江市に所在する施設を除く	H30.10.30
18	第4の4(5)	「上記経費の消費税の消費税」から「上記経費の消費税」に変更	H30.10.30
18	第4の4(6)①	「受講開始日の属する年度内」から「受講開始日の属する年度の12月末日」に変更	H29.8.14
18	第4の4(6)②	「常勤職員として勤務」から「勤務」に変更	H30.10.30
20	第4の5(2)	申請者について、松江市に住所を有する者を除く	H30.10.30
20	第4の5(5)	「上記経費の消費税の消費税」から「上記経費の消費税」に変更	H30.10.30
20	第4の5(6)①	「受講開始日の属する年度内」から「受講開始日の属する年度の12月末日」に変更	H29.8.14
22	第4の6(4)②	6,120円から6,390円に変更	H29.8.14
22	第4の6(4)②	6,390円から6,590円に変更	H30.10.30
22	第4の6(4)②	6,590円から6,790円に変更	R1.11.13
22	第4の6(4)②	6,790円から7,000円に変更	R2.12.23
22	第4の6(6)①	「受講開始日の属する年度内」から「受講開始日の属する年度の12月末日」に変更	H29.8.14
24	第4の7	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業の追加	H30.10.30

- 目 次 -

第1	はじめに	…	4
第2	各事業の概要	…	6
第3	申請手続の流れ（イメージ）	…	9
第4	各事業の申請手続等	…	10
1	認可外保育施設保育士資格取得支援事業	…	10
2	保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	…	13
3	幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	…	16
4	保育所等保育士資格取得事業	…	18
5	保育士試験による保育士資格取得支援事業	…	20
6	認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業	…	22
7	保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	…	24

第1 はじめに

1 本事業の目的

島根県においては、島根県総合戦略（平成 27 年 10 月）において、保育所における待機児童数を平成 31 年度までの期間で 0 にすることを掲げており、出産・子育ての希望をかなえる社会づくりに向けた取組みを推進しているところです。

また、平成 27 年度からは子ども・子育て支援新制度が開始され、幼保連携型認定こども園における保育教諭の確保など、各保育所等においても保育士資格を有する人材の確保が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、島根県においては、県内の保育士確保対策の一環として、保育士資格や幼稚園教諭免許状を取得(更新)するための、受講料や代替職員の雇上費等の支援を実施する「島根県保育士資格等取得支援事業」を行っています。

2 この手引きについて

この手引きは、島根県保育士資格等取得支援事業等を活用としようとする方に対して、各事業を活用するための手続や必要書類などをご案内するものです。

本事業の実施については、この手引きのほか、次に掲げる関係通知等によることとします。

○関係通知等

①第2の1から5までの事業

- ・ 保育士資格取得支援事業実施要綱（島根県）
- ・ 保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（島根県）
- ・ 「保育士資格取得支援事業の実施について」（平成 27 年 4 月 13 日雇児発 0413 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

②第2の6の事業

- ・ 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業実施要綱（島根県）
- ・ 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業交付要綱（島根県）

③第2の7の事業

- ・ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施要綱（島根県）
- ・ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金交付要綱（島根県）

3 お問い合わせ先（各申請書類提出先）

事業に係る相談先や各申請書類のご提出先は、以下のとおりです。

〒690-8501

島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課

保育支援第一グループ 保育士資格取得支援担当

電話：0852-22-5702

FAX：0852-22-6124

4 補助金について

本事業については、厚生労働省の保育対策総合支援事業費補助金及び文部科学省の教育支援体制整備事業費交付金等を活用し、島根県が県の予算の範囲内で実施するものです。

このため、予算の都合上年度途中で受付を終了する場合がございますので、ご了承ください。

第2 各事業の概要

保育士資格等取得支援事業において、島根県では7つの事業を実施しています。
各事業の概要については、以下のとおりです。なお、各事業の申請方法等の詳細については、「第4各事業の申請手続等」をご確認ください。

1 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行います。

① 対象施設（補助申請者）

認可外保育施設等（松江市に所在する施設を除く）

② 事業内容

保育従事者の方が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料及び代替保育従事者の雇上費の支援

③ 補助金額

- ・ 受講料 受講に要した経費の1/2（上限10万円～30万円）
- ・ 雇上費 1人1日当たり **7,000**円（予定）

2 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

幼保連携型認定こども園等に対し、幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者が特例制度により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等及び受講する保育従事者代替に伴う雇上費の補助を行う。

① 対象施設（補助申請者）

認定こども園、認定こども園への移行を予定している施設

（松江市に所在する施設を除く）

② 内容

幼稚園教諭免許状を有する方が、特例制度（※）により保育士資格を取得する際の養成施設の受講料の支援。

※ 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用均等・児童家庭局長通知）別表の②及び③により保育士資格を取得すること。

保育士資格を有する方が、「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」を活用し、幼稚園教諭免許状を取得する際の代替保育士の雇上費の支援。

③ 補助金額

- ・ 受講料 受講に要した経費の1/2（上限10万円）
- ・ 雇上費 1人1日当たり **7,000**円

3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者であって、かつ、保育士資格を有していない者が特例制度により保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

① 対象者（補助申請者）

幼稚園教諭免許状を有し、特例制度により保育士資格取得を目指す方（松江市に住所を有する者を除く）

※ 資格取得後、保育所等で勤務することが決まっており、対象施設において1年間以上勤務される方が対象です。

② 内容

幼稚園教諭免許状を有する方が、特例制度により保育士資格を取得する際の養成施設の受講料等の支援

③ 補助金額

受講に要した経費の1/2（上限10万円）

4 保育所等保育士資格取得事業

保育所等に対し、当該施設が雇用している保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得するために要した、養成施設の受講料等の補助を行う。

① 対象施設（補助申請者）

保育所等（公立施設及び松江市に所在する施設を除く）

② 内容

保育士資格を取得するために要した、受講料等の支援。

③ 補助金額

受講に要した経費の1/2（上限10万円～30万円）

5 保育士試験による保育士資格取得支援事業

保育士試験により保育士資格の取得を目指す者が保育士試験受験のために要した費用の補助を行う。

① 対象者（補助申請者）

保育士試験により保育士資格の取得を目指す方（松江市に住所を有する者を除く）

※ 資格取得後、保育所等（公立施設を除く）で勤務することが決まっており、対象施設において1年間以上勤務される方が対象です。

② 内容

保育士試験受験のために要した、学習費等の支援。

③ 補助金額

学習に要した経費の1/2（上限15万円）

6 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業

認定こども園等に対し、保育士資格を有する者を幼稚園教諭免許状更新のための所定の講習を受講させるために要した、受講する保育従事者の代替職員の雇用に伴う雇上費の補助を行う。

① 対象施設（補助申請者）

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（公立施設を除く）。

② 内容

幼稚園教諭免許状更新のため講習を受講する際の代替保育従事者の雇上費

③ 補助金額

雇上費 1人1日当たり **7,000** 円

7 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

認定こども園等に対し、保育士資格を有する者であって、かつ、幼稚園教諭免許状を有していない者が特例制度により幼稚園教諭免許状を取得するために要した、大学等の受講料等及び受講する幼稚園教諭代替に伴う雇上費の補助を行う。

① 対象施設（補助申請者）

認定こども園、認定こども園への移行を予定している施設（松江市に所在する施設を除く）。

② 内容

保育士資格を有する方が、特例制度（※）により幼稚園教諭免許状を取得する際の大学等の受講料等の支援。

幼稚園教諭免許状を有する方が、「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」を活用し、保育士資格を取得する際の代替幼稚園教諭の雇上費の支援。

③ 補助金額

- ・ 受講料 受講に要した経費の 1/2（上限 10 万円）
- ・ 雇上費 1人1日当たり **7,000** 円（予定）

※ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）により改正された教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）附則第 19 項に基づく幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例制度をいう。

第3 申請手続の流れ（イメージ）

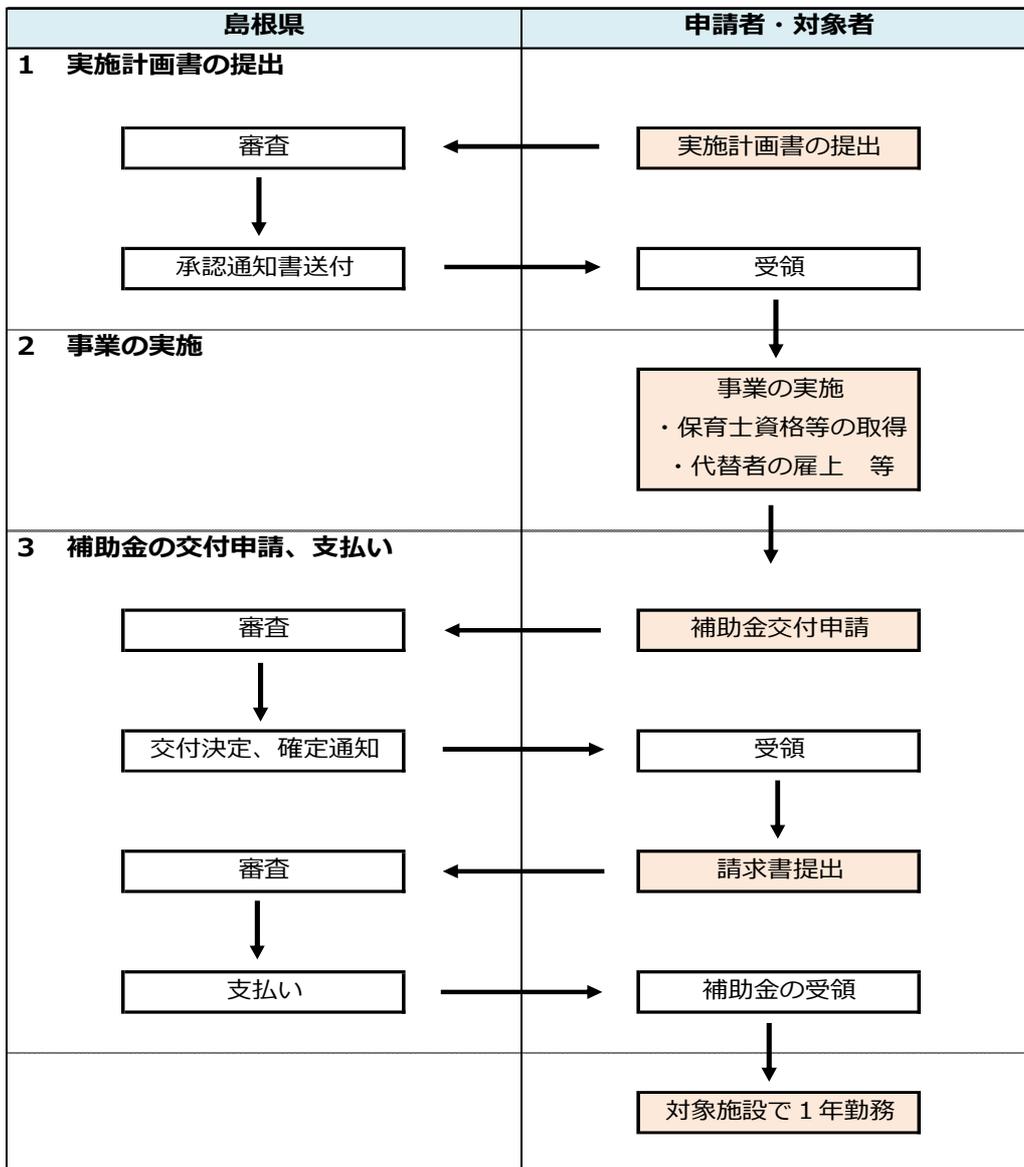
各事業の申請手続のイメージは以下のとおりです。各事業において必要な書類等については、「第4 各事業の申請手続等」に記載しています。

○ **実施計画書の提出時期について**

いずれの事業も養成施設の受講開始日の属する年度の12月末日まで（令和2年度中に受講される方は令和3年3月31日まで）に事業実施計画書を提出する必要があります。

○ **交付申請書の提出時期について**

交付申請書は、実施計画書の承認を受け、対象者が保育士資格証の交付等を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月末までに提出する必要があります。



第4 各事業の申請手続等

1 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

(1) 支援内容

養成施設の受講料、代替保育従事者の雇上費

※ 受講料補助のみの申請も可能です。

(2) 申請者

実施要件を満たす認可外保育施設等（松江市に所在する施設を除く）

(3) 実施要件

① 申請者

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知) による認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（以下「証明書」という。）の交付を受けた認可外保育施設（交付を受けていない施設であっても、島根県が証明書交付の基準を満たしていると認める場合は、実施要件を満たします。）。

対象施設は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、証明書の交付基準を満たしていること。

② 対象者（資格取得希望者）

ア 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しない者であること

イ 受講後に保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第 6 条の 1 1 の 2 により保育士試験の全てを免除される方法によること

ウ 保育士登録された日を起算として、対象施設において 1 年間以上勤務すること

③ 対象者（代替雇上者）

②の者が保育士資格を取得する際に代替として雇上した保育士又は保育従事者

(4) 補助基準額

① 養成施設受講料等

ア 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合

対象者 1 人につき、養成施設の受講に要した経費の 1/2（上限 30 万円）

イ 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者

対象者 1 人につき、養成施設の受講に要した経費の 1/2

(ア)「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日雇児発第 1201002 号雇用・均等児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。)の別表②及び

③により保育士資格を取得する場合 上限 10 万円

(イ)試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 上限 20 万円

② 代替保育従事者雇上費

1 人 1 日当たり 7,000 円 (予定)

(5)対象経費等

① 養成施設受講料等

養成施設の入学料、受講料及び上記経費の消費税の消費税。

なお、必ずしも必要とされない補助教材費や補講費、修業年限を超えて修学した場合に必要な費用等については対象となりません。

② 代替保育従事者雇上費

養成施設の受講者の代替に伴う雇上費

(6)計画書の提出

① 提出期限

養成施設の受講を開始した日の属する年度の 12 月末日までに提出が必要です。

② 提出書類

ア 認可外保育施設保育士資格取得支援事業実施計画書 (様式第 1 - (1) 号)

イ 受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類

ウ 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類
(実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。)

エ 代替保育従事者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類 (代替保育従事者を雇用する場合のみ添付すること。実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追加提出すること。)

(7)補助金交付申請

① 提出期限

対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで

② 提出書類

【共通】

ア 交付申請書 (様式第 2 号)

イ 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書 (様式第 3 号)

ウ 完了報告書 (様式第 4 - (1) 号)

工 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること）（様式第5号）※ 申請者が個人の場合は除く

オ 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）

カ 保育士証の写し

【受講料支援】

キ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書

【代替保育従事者雇上費】

ク 代替保育従事者が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

ケ 受講者の保育実習等の履修期間に、当該受講者に対して給与が支払われていることが確認できる書類

(8)留意事項

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。
- ② 本事業は認可外保育施設の保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得し、認可保育所に移行するために必要となる保育士の確保を支援するものであるため、原則、認可外保育施設（を運営する法人）が養成施設受講料等を負担すること。施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合はこの限りでないが、あくまで例外的な取扱いであることに十分留意した上で、実施計画書の提出時に、協議が行われたことを明示するとともに、これに至る経緯を説明すること。

2 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業

(1)支援内容

養成施設の受講料、代替保育従事者の雇上費

※ 受講料補助のみの申請も可能です。

(2)申請者

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（松江市に所在する施設を除く）

(3)実施要件

【受講料等補助】

- ① 対象施設に勤務しており、幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者であり、特例制度の対象者であること
- ② 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること
- ③ 保育士登録された日を起算として、対象施設において1年間以上勤務すること

【代替保育士雇上費補助】

- ① 「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」において幼稚園教諭免許状取得に当たっての受講料等補助の対象となる保育士の代替として、「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された保育士であること

(4)補助基準額

- ① 養成施設受講料等
対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限10万円）
- ② 代替保育従事者雇上費
1人1日当たり7,000円（予定）

(5)対象経費等

- ① 養成施設受講料等
養成施設の入学料、受講料及び上記経費の消費税。
なお、必ずしも必要とされない補助教材費や補講費、修業年限を超えて修学した場合に必要な費用等については対象となりません。
- ② 代替保育従事者雇上費
「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」において受講料等補助

の対象となる保育士の代替に伴う雇上費

(6)計画書の提出

① 提出期限

養成施設の受講を開始した日の属する年度の 12 月末日までに提出が必要です。

② 提出書類

【受講料】

ア 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書【受講料補助】(様式第 1 - (2) - ①号)

イ 受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類

ウ 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類
(実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。)

【代替保育士雇上費】

ア 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書【代替保育士雇上費補助】様式第 1 - (2) - ②号

イ 代替保育士が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追加提出すること。)

ウ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書及び添付書類の写し(コピーで可)

(7)補助金交付申請

① 提出期限

【受講料】

対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに提出が必要です。

【代替保育士雇上費】

対象保育士が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに提出が必要です。

② 提出書類

【共通】

ア 交付申請書(様式第 2 号)

イ 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書(様式第 3 号)

ウ 当該年度の歳入歳出予算(見込)書、抄本(当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること)(様式第 5 号) ※ 申請者が個人の場合は除く

【受講料】

工 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書【受講料等補助】(様式第4-(2)-①号)

オ 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類(継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類)

カ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書

キ 保育士証の写し

【代替保育士雇上費】

ク 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書【代替保育士雇上費補助】(様式第4-(2)-②号)

ケ 対象保育士及び代替保育士が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

コ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書及び添付書類の写し(コピーで可)を提出すること。

(8)留意事項

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。
- ② 本事業は、受講者及び対象保育士が保育士資格・幼稚園教諭免許を取得し、対象施設における保育士・幼稚園教諭の確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、原則、対象施設を運営する法人等が対象経費を負担すること。施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合はこの限りでないが、あくまで例外的な取扱いであることに十分留意した上で、実施計画書の提出時に、協議が行われたことを明示するとともに、これに至る経緯を説明すること。
- ③ 本補助金の受講料等補助を受ける受講者の代替として幼稚園教諭を雇い上げる場合、「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」において「代替幼稚園教諭雇上費補助」を受けることができます。この場合、「保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業」において、事業実施計画書の提出及び補助金交付申請を行う必要があります。

3 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業

(1) 支援内容

養成施設の受講料

(2) 申請者

幼稚園教諭免許状を有しているが保育士資格を有しない者（松江市に住所を有する者を除く）

(3) 実施要件

- ① 幼稚園教諭免許状を有しており、特例制度の対象者であること
- ② 養成施設における教科目修得後、児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者であること
- ③ 保育士登録された日を起算として、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設、保育所、幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園への移行を予定している施設、幼稚園型認定こども園への移行を予定している幼稚園、乳児院及び児童養護施設のいずれか（以下「対象施設」という）において1年間以上勤務すること

(4) 補助基準額

対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限10万円）

(5) 対象経費等

養成施設の入学料、受講料及び上記経費の消費税。

なお、必ずしも必要とされない補助教材費や補講費、修業年限を超えて修学した場合に必要な費用等については対象となりません。

(6) 計画書の提出

① 提出期限

養成施設の受講を開始した日の属する年度の12月末日までに提出が必要です。

② 提出書類

ア 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1-（3）号）

イ 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。）

(7)補助金交付申請

① 提出期限

対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで

② 提出書類

ア 交付申請書（様式第2号）

イ 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書（様式第3号）

ウ 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第4-（3）号）

エ 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること）（様式第5号）※ 申請者が個人の場合は除く

オ 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）

カ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書

キ 保育士証の写し

(8)留意事項

雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。

4 保育所等保育士資格取得事業

(1) 支援内容

養成施設の受講料

(2) 申請者

次のいずれかの施設とする（いずれも公立施設及び松江市に所在する施設を除く）。

- ① 保育所 ② 幼保連携型認定こども園 ③ 幼稚園型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園 ④ 乳児院 ⑤ 児童養護施設

(3) 実施要件

- ① 対象施設に勤務しており、保育士資格を有しない者であること
- ② 受講後に保育士資格を取得するに当たっては、養成施設の卒業又は児童福祉法施行規則第6条の11の2により保育士試験の全てを免除される方法によること
- ③ 保育士登録された日を起算として、対象施設において1年間以上勤務すること

(4) 補助基準額

- ① 指定保育士養成施設卒業により保育士資格を取得する場合
対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2（上限30万円）
- ② 保育士試験の全てを免除され保育士資格を取得する者
対象者1人につき、養成施設の受講に要した経費の1/2
ア 「保育士試験の実施について」（平成15年12月1日雇児発第1201002号雇用・均等児童家庭局長通知。以下「試験実施通知」という。）の別表②及び③により保育士資格を取得する場合 上限10万円
イ 試験実施通知の別表①により保育士資格を取得する場合 上限20万円

(5) 対象経費等

養成施設の入学料、受講料及び上記経費の消費税。

なお、必ずしも必要とされない補助教材費や補講費、修業年限を超えて修学した場合に必要な費用等については対象となりません。

(6) 計画書の提出

- ① 提出期限
養成施設の受講を開始した日の属する年度の12月末日までに提出が必要です。
- ② 提出書類
ア 保育所等保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1-（4）号）
イ 受講者が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類

ウ 本事業の対象となる受講者が、養成施設に在学していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。）

(7)補助金交付申請

① 提出期限

対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで

② 提出書類

ア 交付申請書（様式第2号）

イ 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書（様式第3号）

ウ 保育所等保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第4－（4）号）

エ 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること）（様式第5号） ※ 申請者が個人の場合は除く

オ 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）

カ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書

キ 保育士証の写し

(8)留意事項

① 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。

② 本事業は、保育所等に勤務する保育士資格を有していない保育従事者が保育士資格を取得し、保育所等における保育士確保を図り、子どもを安心して育てることができるよう、体制の整備を支援するものであるため、原則、対象施設を運営する法人が養成施設受講料等を負担すること。施設と対象者がお互いの協議のもと、対象者が対象経費を負担することとした場合はこの限りでないが、あくまで例外的な取扱いであることに十分留意した上で、実施計画書の提出時に、協議が行われたことを明示するとともに、これに至る経緯を説明すること。

5 保育士試験による保育士資格取得支援事業

(1)支援内容

保育士試験のための学習に要した経費の補助

(2)申請者

対象者は、保育士試験により保育士資格の取得を目指す者であって、保育士試験合格後、以下に掲げる対象施設（いずれも公立施設を除く）で保育士として勤務することが決定した者（松江市に住所を有する者を除く）であること。

- ① 保育所 ② 認定こども園 ③ 認定こども園へ移行を予定している幼稚園
- ④ 小規模保育事業を行う事業所 ⑤ 事業所内保育施設 ⑥ 乳児院
- ⑦ 児童養護施設 ⑧ 証明書の交付を受けた認可外保育施設等

(3)実施要件

- ① 保育試験により保育士資格を取得すること。
- ② 保育士登録された日を起算として、対象施設において1年間以上勤務すること。

(4)補助基準額

保育士試験受験のための学習に要した経費の1/2（上限15万円）

(5)対象経費等

保育士試験受験講座の入学料、受講料及び上記経費の消費税。

なお、必ずしも必要とされない補助教材費や補講費、修業年限を超えて修学した場合に必要な費用等については対象となりません。

(6)計画書の提出

① 提出期限

保育士試験受験講座の受講を開始した日の属する年度の12月末日までに提出が必要です。

② 提出書類

ア 保育士試験による保育士資格取得支援事業実施計画書（様式第1-（5）号）

イ 本事業の対象となる受講者が、保育士試験受験講座を受講していることが確認できる書類（実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。）

(7)補助金交付申請

① 提出期限

対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の

末日まで

② 提出書類

- ア 交付申請書（様式第2号）
- イ 保育対策総合支援事業費補助金所要額調書（様式第3号）
- ウ 保育士試験による保育士資格取得支援事業完了報告書（様式第4－（5）号）
- エ 当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること）（様式第5号）※ 申請者が個人の場合は除く
- オ 受講者が保育士証の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、保育士証の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）
- カ 養成施設の長が発行する対象経費の領収書
- キ 保育士証の写し

(8)留意事項

雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。

6 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業

(1) 支援内容

保育士資格を有する者が、幼稚園教諭免許更新の講習を受講する際の代替保育士の雇上費

(2) 申請者

幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園への移行を予定している幼稚園、保育所又は認可外保育施設

(3) 実施要件

- ① 認定こども園以外の場合は、認定こども園への移行を予定している施設であること。
- ② 保育教諭の確保等を目的として、保育士資格を有する者に幼稚園教諭免許更新の講習を受講させ、その際に代替となる保育士を雇用するものであること。

(4) 補助基準額

1人1日当たり 7,000円

(5) 対象経費等

幼稚園教諭免許更新の講習の受講者の代替に伴う雇上費

(6) 実施計画書の提出

- ① 提出期限
更新講習の受講を開始した日の属する年度の12月末日までに提出が必要です。
- ② 提出書類
ア 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業完了報告書（様式第1号）
イ 更新講習を受講する者及び代替となる保育士の保育士証の写し

(7) 交付申請書の提出

- ① 提出期限
対象者が幼稚園教諭免許更新に必要な科目を全て履修した後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日まで
- ② 提出書類
ア 交付申請書（様式第2号）
イ 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業費補助金所要

- 額内訳書（様式第 3 号）
- ウ 認定こども園移行に伴う幼稚園教諭免許更新講習受講支援事業完了報告書（様式第 4 号）
- エ 幼稚園教諭免許更新に必要な講習の履修証明書
- オ 代替職員の勤務簿

(8)留意事項

本事業の対象となる雇上の期間は、幼稚園教諭免許更新講習の受講日に限り、移動日等は対象外とする。

7 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

(1) 支援内容

大学等の受講料、代替幼稚園教諭の雇上費

※ 受講料補助のみの申請も可能です。

(2) 申請者

認定こども園及び認定こども園への移行を予定している施設（松江市に所在する施設を除く）

(3) 実施要件

【受講料等補助】

- ① 対象施設に常勤職員として勤務しており、保育士資格を有しているが幼稚園教諭免許状を有しない者であり、特例制度の対象者であること
- ② 原則として、交付年度中に大学等において幼稚園教諭免許状の授与に必要な科目の受講を開始し、必要科目を全て修得するとともに、科目の修得後、上記の教育職員免許法附則第 19 項により、幼稚園教諭免許状を取得すること
- ③ 幼稚園教諭免許状が授与された後、対象施設において 1 年間以上勤務すること

【代替幼稚園教諭雇上費補助】

- ① 「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において保育士資格取得に当たっての受講料等補助の対象となる幼稚園教諭の代替として、「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」の対象施設（公立を除く）に雇上された幼稚園教諭であること

(4) 補助基準額

- ① 受講料等補助
対象者 1 人につき、大学等の受講に要した経費の 1/2（上限 10 万円）
- ② 代替幼稚園教諭雇上費補助
1 人 1 日当たり 7,000 円

(5) 対象経費等

- ① 受講料等補助
大学等に対して支払われた入学料又は登録料（受講の開始に際し、大学等に納付するもの）、受講料及び上記経費の消費税。
なお、必ずしも必要とされない補助教材費や補講費、修業年限を超えて修学した場合に必要な費用等については対象となりません。

② 代替幼稚園教諭雇上費補助

「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において受講料等補助の対象となる幼稚園教諭の代替に伴う雇上費

(6) 計画書の提出

① 提出期限

大学等の受講を開始した日の属する年度の12月末日までに提出が必要です。

② 提出書類

【受講料補助】

ア 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書【受講料等補助事業】(様式第1-1号)

イ 受講者が当該対象施設に常勤職員として勤務していることが確認できる書類

ウ 本事業の対象となる受講者が、大学等に在学していることが確認できる書類
(実施計画書を提出する際、まだ受講を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、受講を開始してから追加提出すること。)

【代替幼稚園教諭雇上費補助】

ア 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業実施計画書【代替幼稚園教諭雇上費補助事業】様式第1-2号

イ 代替幼稚園教諭が当該対象施設に勤務していることが確認できる書類(実施計画書を提出する際、まだ雇用を開始していない場合は、計画書の備考欄にその旨を記載し、雇用を開始してから追加提出すること。)

※ 代替幼稚園教諭雇上費補助の実実施計画書は、保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業実施計画書及び添付書類とあわせて提出してください。

(7) 補助金交付申請

① 提出期限

【受講料等補助】

対象者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに提出が必要です。

【代替幼稚園教諭雇上費補助】

対象幼稚園教諭が保育士証の交付を受けた後、対象施設に勤務を開始した日の属する月の末日までに提出が必要です。

② 提出書類

【共通】

ア 交付申請書(様式第6号)

イ 補助金所要額調書(様式第7号)

ウ 当該補助金にかかる収支決算（見込）書抄本（様式第9号）

【受講料等補助】

エ 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書【受講料等補助事業】（様式第8-1号）

オ 受講者が幼稚園教諭免許状の交付を受けた後、対象施設への勤務が決定したことを確認できる書類（継続雇用の場合、幼稚園教諭免許状の交付を受けた後も継続雇用されていることが分かる書類）

カ 大学等の長が発行する対象経費の領収書

キ 幼稚園教諭免許状の写し

【代替幼稚園教諭雇上費補助】

ク 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業完了報告書【代替幼稚園教諭雇上費補助事業】（様式第8-2号）

ケ 対象幼稚園教諭及び代替幼稚園教諭が対象施設に勤務していたことが確認できる書類

※ 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業完了報告書及び添付書類の写しとあわせて提出すること。

(8)留意事項

- ① 雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と趣旨を同じくする事業による給付等を受けている場合は、本事業の対象になりません。
- ② 本事業は、認定こども園等における体制整備を促進することを目的としていることを踏まえ、本事業を活用して幼稚園教諭免許状を取得する職員に係る受講料等の大学等への支払いについては、対象職員が勤務する認定こども園等が負担することとします。
- ③ 本補助金の受講料等補助を受ける受講者の代替として保育士を雇い上げる場合、「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において「代替保育士雇上費補助」を受けることができます。この場合、「保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業」において、事業実施計画書の提出及び補助金交付申請を行う必要があります。

以上